

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月18日

提出者	安芸高田市議会議員	大下	正幸
賛成者	安芸高田市議会議員	熊高	昌三
賛成者	安芸高田市議会議員	金行	哲昭
賛成者	安芸高田市議会議員	児玉	史則
賛成者	安芸高田市議会議員	山根	温子
賛成者	安芸高田市議会議員	南澤	克彦

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 209 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
第 1 条から第 3 条まで (略)	第 1 条から第 3 条まで (略)																		
(費用弁償)	(費用弁償)																		
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)																		
2 前項の規定により支給する旅費の <u>種類及び額</u> は、別表のとおりとする。	2 前項の規定により支給する旅費の _____ 額は、別表のとおりとする。																		
3 (略)	3 (略)																		
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)																		
2 前項の費用弁償額は、議員の住居(主として生計を営んでいる場所をいう。)から本会議等の開催場所までの往復距離に <u>安芸高田市職員の旅費に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 46 号)第 11 条第 2 項に規定する 1 キロメートル当たりの額</u> を乗じて得た額とする。	2 前項の費用弁償額は、議員の住居(主として生計を営んでいる場所をいう。)から本会議等の開催場所までの往復距離に <u>別表の車賃の額</u> _____を乗じて得た額とする。																		
第 6 条及び第 7 条 (略)	第 6 条及び第 7 条 (略)																		
別表(第 4 条関係)	別表(第 4 条関係)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">旅費の種類</th> <th style="width: 50%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道賃、船賃、航空賃、その</td> <td>安芸高田市職員の旅費に関する条例の規</td> </tr> </tbody> </table>	旅費の種類	旅費の額	鉄道賃、船賃、航空賃、その	安芸高田市職員の旅費に関する条例の規	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">鉄道賃</th> <th style="width: 12.5%;">船賃</th> <th style="width: 12.5%;">航空賃</th> <th style="width: 12.5%;">車賃(1 キロメ</th> <th style="width: 12.5%;">日当(1 日につ</th> <th style="width: 12.5%;">宿泊料(1夜につ き)</th> <th style="width: 12.5%;">食卓料 (1夜に</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1 キロメ	日当(1 日につ	宿泊料(1夜につ き)	食卓料 (1夜に							
旅費の種類	旅費の額																		
鉄道賃、船賃、航空賃、その	安芸高田市職員の旅費に関する条例の規																		
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1 キロメ	日当(1 日につ	宿泊料(1夜につ き)	食卓料 (1夜に													

他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当	定の例により算出して得た額。ただし、鉄道賃及び船賃の旅客運賃の等級に区分がある場合にあつては、最上級の旅客運賃の額を上限とする。	旅客運賃 急行料金 特別車両料金 座席指定料金	旅客運賃 寝台料金 特別船室料金 座席指定料金	実費	一トル につき)	き)	甲地方	乙地方	つき)
宿泊費	安芸高田市特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例(平成 16 年安 芸高田市条例第 42 号)の規定の例により 算出して得た額				37 円	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。